

大阪地裁總第 186 号

令和 3 年 3 月 1 日

山 中 理 司 様

大阪地方裁判所長 中 本 敏 嗣



司法行政文書開示通知書

令和 2 年 12 月 6 日付け（同月 7 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書（片面で 2 枚）
- (2) 令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書（フォローアップ用）（片面で 2 枚）
- (3) 会計事務査察結果報告書（片面で 3 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話 06 (6363) 1281 (内線 4122)

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

查察官	被査察官	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
				該当なし				

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	指摘事項	査察の実施方法	原因分析	事務処理上の改善策	フォローアップ等
				該当なし				

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
				該当なし				

【入力上の留意点】

類似の指摘事項をまとめて分析する場合など、複数の欄をまとめて記載する必要がある場合であっても、セルを結合せずに、同じ内容をそれぞれのセルに入力してください。
その他の具体的な記載方法は別添の入力例を参照してください。

令和元年度書記官事務等査察の査察結果報告書(フォローアップ用)

査察庁	被査察庁	事件種別	査察事項	フォローアップに取り組んだ事項	取り組んだ改善策	フォローアップの内容	改善状況等	今後のフォローアップ等 (引き続き改善が必要な場合)
				該当なし				

会計事務査察結果報告書

(府名)大阪地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
R1・11・21	大阪地裁堺支部	事務局長	竹口智之	3人
R1・11・14	大阪地裁岸和田支部	事務局長	竹口智之	3人
R1・10・18	大阪簡易裁判所	事務局長	竹口智之	3人
R2・1・30	大阪池田簡易裁判所	事務局次長	荒木健二	1人
R2・1・29	豊中簡易裁判所	事務局次長	荒木健二	1人
R1・10・31	吹田簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人
R2・1・8	茨木簡易裁判所	事務局次長	荒木健二	1人
R1・12・9	東大阪簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人
R2・1・21	枚方簡易裁判所	事務局次長	荒木健二	1人
R1・10・3	富田林簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人
R1・10・1	羽曳野簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人
R1・11・1	佐野簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人

2 査察結果

(1) 大阪地裁堺支部

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(2) 大阪地裁岸和田支部

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(3) 大阪簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(4) 大阪池田簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(5) 豊中簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(6) 吹田簡易裁判所

ア 総評

複数によるチェック態勢が確立された適正な事務処理が行われている。

イ 指摘事項

特になし

(7) 茨木簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(8) 東大阪簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(9) 枚方簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(10) 富田林簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(11) 羽曳野簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(12) 佐野簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし